

令和5年第2回総社市農業委員会総会議事録

1 開会 令和5年2月10日(金) 午後1時30分

2 閉会 令和5年2月10日(金) 午後3時58分

3 場所 総合福祉センター3階 大会議室

4 出席または欠席した農業委員

出席 15人

1番 渡邊 豊	2番 定井 正雄(会長)
3番 林 眞理(農政担当)	4番 國府 直幸
5番 若林 勤	6番 小原 弘
7番 小西 忍	8番 河田 直樹
9番 阿部 英志	10番 渡邊 則文
11番 能登谷 和正(会長代理)	12番 仮谷 昌典
13番 中田 省吾	14番 犬飼 正己
15番 秋山 陽太郎(農地担当)	

5 出席した農地利用最適化推進委員

茅原 弘和	前田 操	守安 淳市	池上 次男
竹内 功次	長代 悦和	大月 泉	黒江 冊旨
友野 伸樹	藤井 久美		

6 職務及び説明のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局

局長 小川 正義 次長 岡中 芳浩 主査 萬成 教雄 主任 新谷 紗季子

7 議事録署名委員

8番委員 10番委員

8 本日の議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 付議事件

議案第5号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について

議案第6号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第7号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第8号 農用地利用集積計画について

議案第9号 農業振興地域整備計画の変更等について

報告第3号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について

報告第4号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について

9 付議事件及びその結果

原案どおり可決

10 議事経過の概要

次のとおり

開会 午後1時30分

(会長) それでは、只今より令和5年第2回総社市農業委員会総会を開会いたします。只今の出席は、農業委員が15名。そして農地利用最適化推進委員が10名の出席です。農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する在任する委員の過半数が出席しております。よって総会が成立していることを報告します。本日の議事日程は、皆様のお手元に配布しております日程表のとおり進めてまいりますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。次に、総会での注意事項について申し上げます。発言される場合は必ず挙手をし、議席番号を言ってから発言してください。やむを得ず離席する場合は必ず許可を得るようにしてください。携帯電話は電源を切るかマナーモードにするようお願いいたします。

(会長) 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、総社市農業委員会会議規則第33条の規定により、8番委員、10番委員を指名いたします。

(会長) 次に、日程第2 会期の決定を行います。本総会の会期は、総社市農業委員会会議規則第5条の規定により本日1日限りと決定いたします。

(会長) 次に日程第3 付議事件の審議に入ります。それでは、農地担当の秋山委員、審議をよろしくをお願いいたします。

【議案第5号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について】

(農地担当) それでは付議事件の審議に入ります。まず、本日は呼び出し案件があります。審議でございますが、順番の変更をさせていただきます。議案第5号、農地法第3条の44番久代の件でございますが、申請人の方に総会へ出席をしていただいております。その関係もございまして、この案件につきまして最初に審議したいと思いますのでよろしくお願いをします。それでは、まず、議案第5号、農地法第3条の規定による農地等の許可申請について、を議題といたします。事務局お願いします。

(主査) 【議案第5号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について朗読】

【受付番号44番】

(農地担当) 今回、44番の件につきまして申請人が市外の方でして、慣例によりまして聞き取り調査を行うために今回の総会にお呼びしております。この件につきまして、審議の進め方を次のようにします。まず、地元委員さんより該当農地の現状、耕作状況等についてご説明をいただきます。その後、申請人に入室していただき、申請人への質疑応答に入ります。それでは、44番久代の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(1番委員) 現状は8反足らずの土地で更地になっています。渡人は、2年ほど前にこの土地を譲り受けていますが、この度、受人がこの農地にビニールハウスを10棟建てて、コーヒーの木を栽培して販売するという計画を立てています。受人は、岡山市足守に事務所とハウスを3棟建てており、どのようなことをされているのか竹内委員と現状を確認してきました。足守のほか、笠岡に3年前に9棟ビニールハウスを建ててコーヒーの木を植えて、今年から実が出来て収穫するという事です。従業員は16人で、コーヒーの木を自社で栽培して、販売をして、さらに栽培の指導に行ったりといろんなことをされています。その管理にも行っているそうです。また、モンゲーバナナを岡山で最初に栽培されたそうで、ハウス栽培のノウハウをお持ちだと認識しております。地元としても、ハウスを建てるということで、近隣に迷惑をかけることもないし、このままですと耕作放棄地になってしまうので、地元としては歓迎というか、問題ないと思いますので審議の方よろしくをお願いします。

(農地担当) 竹内委員、何か補足がありましたらお願いいたします。

(竹内委員) 事務所でお話を伺いましたが、地域の方とも連携を持って溝掃除に参加したり、水の管理についても連携を持ってやってもらいました。コーヒーの木は、水があまりいらぬそうです。この久代の農地では、井戸を掘るかもしれないと言われていましたが、その際は、地域の方と連携を持って話をしてからやってくださいということを申し上げておきました。

そのようなことでスムーズな展開が出来るのではないかと思いますのでよろしくお願いいたします。

(農地担当) はい、わかりました。それでは、入室してもらってください。

【申請人入室】 13時40分

(農地担当) まず私から基本的な点を数点お聞きします。その後、他の委員から質問をいただき、審議を進めていきますのでよろしくお願いいたします。まず、この総会は議事録の作成の都合上、録音しておりますのでご了承ください。それでは、まず、今までの営農経験をふまえて自己紹介をお願いします。

(申請人) 農業経験ですが、実家が農家で子供の頃から農業を手伝っていました。この熱帯作物を始めたのは約15年くらい前です。この会社はコーヒー専門の会社として設立し、今年で4年目です。全国で20か所くらいコーヒー農園をしています。ぜひ、総社の土地でコーヒー農園を本格的にやりたいと思っています。

(農地担当) はいありがとうございます。コーヒー栽培は、全国20か所というお話がありましたが、県内ではどこでどの程度の規模の栽培をされていますか。

(申請人) 県内では今、7か所しております。岡山市、玉野市、倉敷市、笠岡市、津山市でやっています。規模的には小さいところでハウス2棟くらい、大きいところではハウス10棟くらいという規模です。

(農地担当) ありがとうございます。コーヒーの会社ということですけど、他の熱帯作物は、別会社で営農をされているということでもよろしいですか。

(申請人) 昔、別会社でバナナとかパパイヤの栽培をしていましたが、今の会社を始める時にバナナの栽培は一旦終了して、今はコーヒー農園を中心にやっております。

(農地担当) はいわかりました。次に今回申請の久代の農地約80アールの農地でございますが、これを取得しようとした経緯、また取得した後の利用計画等を教えていただければと思います。

(申請人) コーヒー農園は地元の岡山で広めたいという思いがありましたが、いい土地がなくて苦戦していました。この度、渡人からお話をいただいて、ぜひ岡山に本格的な農園を作りたいと思っていたので頑張りたいと思っております。ハウスを10棟から15棟くらい建てて本格的なコーヒー農園にしたいと思っています。

(農地担当) 今回、この農地を取得した場合、ハウス建設の着工、営農の開始はいつ頃の予定でしょうか。

(申請人) ご承認いただければ、春から夏ぐらいにハウスの工事をしたいと思っております。ハウスが建つとすぐ営農に取りかかりたいと思っています。

(農地担当) はいありがとうございます。それでは委員の皆様からご質問をいただきたいと思っております。

- (11番委員) ハウス栽培ということになると、加温をされるのでしょうか。
- (申請人) ハウス栽培で暖房を考えています。10月から3月ぐらいになると思います。
- (11番委員) その暖房というのは、灯油を使うとかそんな方法になるのでしょうか。
- (申請人) 今、検討しているのは重油、もしくは灯油のボイラーを考えております。
- (11番委員) 土地の周りに住宅がありますが、どの程度ボイラーの騒音がするのにか心配ですけれども、その対策というのは何かあるのでしょうか。
- (申請人) ボイラーに関しては多少音が出るものになっております。今、弊社で栽培をしている岡山市の地域ですけど、こちらハウス周りには住宅がありまして、ボイラーは、住宅がない側に本体を置いてあります。久代の土地に関しましては、結構面積が広いので、南北に分けてその中心にボイラーを置くことで、騒音が軽減できればというふうに思っております。
- (11番委員) ありがとうございました。
- (農地担当) 他に質問はありますか。
- (6番委員) 先ほどのお話ですと、県内で7か所、全国では20か所で栽培されているということですが、現在もう生産は始まっているのでしょうか。
- (申請人) コーヒーは、果樹になりますので植えてから2年3年と実が取れていくのに時間がかかるものになっております。弊社のほ場に関しては、ちょうど2年を過ぎたものになりますので、やっと実が取れ始めたところです。ですので、一部販売をしていますが、大量に流通をさせていくには、まだ実の量が少ないというような状況になっております。来年あたりから一気に生産量、出荷量が増えていく見込みになっております。
- (6番委員) バナナはもうやめられたということですが、他に何か栽培をされているのですか。
- (申請人) 今、メインとしてはコーヒーです。岡山市ではコーヒーとバナナもちょっとだけ植えています。あとカカオとかその他の熱帯植物を試験的に植えています。久代ではコーヒーをメインで思っております。
- (6番委員) 従業員の費用は、どこから捻出するのですか。
- (申請人) 売り上げがそこそこありますので、売上利益と残りは銀行融資が決まっておりますので、両方で進めていく形を計画しております。
- (農地担当) 他に質問はありますか。
- (3番委員) これはコーヒーの豆を売るのか苗木を売るのか目的はどちらになるのですか。
- (申請人) 現在、苗木の販売も行っております。コーヒーの木は、何十年でもその栽培ができる木になりますので、植え替えが必要なくなっていくと思います。現状としては苗木の販売をしながらコーヒーの農園を両立させている状態です。ただコーヒー豆一がどんどん取れ始めれば、コーヒー豆の販売がメインになっていくというような形になると思います。
- (3番委員) コーヒーの苗木っていうのはどのくらいで販売されていますか。
- (申請人) 1年から2年弱ぐらいハウスの中で育てたもので、一鉢が3万から5万円で販売をさせ

ていただいております。

(3番委員) コーヒーは、気温を維持するというのでかなりの重油を使用しますが、今、かなり高いですね。採算的に取れるような状況にあるのでしょうか。

(申請人) 重油をはじめ、電気を使った暖房にしても電気代も上がっておりますので、やっぱり逼迫する部分があるのですが、今コーヒーの市場は、普通にコーヒーを飲まれているエンドユーザーに対しての販売は、国産コーヒーですと沖縄、小笠原にあります。国内の消費量は1パーセントにも満たない量になっております。その他は、全部輸入に頼っている状態です。日本はコーヒーの消費量が世界で4位の位置づけにありまして、それだけ需要があるという状況ですが、コーヒー自体が嗜好品として定着をしております。コンビニで100円とか150円とかで飲めるのですが、実際には高級コーヒーもちゃんとその市場として形成されているものになっております。ですので、一杯が1,000円だったり2,000円というコーヒーもあれば、ちょっと変わったものでジャコウネコが食べて糞をして、そこから特別なコーヒーが出来るというような海外のコーヒーはもう本当に一杯が数万円したりします。そういった価値があればそれだけの評価をしてもらえるものになっておりますので、コーヒーとしての生産物の価格自体がすごい今高くなっていますので、十分ペイできるだけの売上げが立つというような形になります。

(3番委員) コーヒーの種類はたくさんありますが、アラビカ種とかいうのがありますけど、種類は何の種類のコピーをしていくのですか。

(申請人) 種類はアラビカ種になります。アラビカ種、ロブスター種の大きく分けて二つですけど、ドリップコーヒー、レギュラーコーヒーで使われるアラビカ種というものを使います。これは有名なところで言うとそのブルーマウンテンとかハワイコナとかゲイシャコーヒーとかありますが、その原種に当たるコピーになっております。世界でも生産量自体がどんどん落ち込んでいて、幻のコーヒーと呼ばれているものになっておりますので、元々付加価値のあるものでなかつ、香りだったり風味だったりとかそういった人気の高いものをやらせていただいております。

(3番委員) 会社の代表が●●さんで、会社の中の立場っていうのはどういう立場になるのですか。

(申請人) 最初にこの会社を始めたのは私●●でして、一時ちょっと体調を崩して入院をしております。それで会社の代表業務ができないということで、うちの経理部長をしていた●●に仕事を代わってもらっていましたが、私もちょっと元気になりまして復活しましたので、一応今会長職でやらせていただいております。

(3番委員) わかりました。

(農地担当) 他に質問はありますか。

(10番委員) 申請地は、埋立造成をしています。コーヒーの木を鉢植え栽培するのか植え付けをするのかを教えてください。

(申請人) 栽培は、直接土に植える方法をとらせていただこうと思っております。おっしゃるとお

り真砂土を入れて造成をしているので、土としては栄養分があまりなく、水はけがすごくいい状態になりますので実際に植えるところには培養土を投入しまして、一部、土壤改良した状態で定植をするという形を取らせていただきます。

(農地担当) 他に質問はありますか。

(11番委員) 栽培に入れられた時、現場に従業員さんは張り付いてされるのでしょうか。それとも事務所から通われるようになるのですか。それと植え付けをされるということですが、肥料をどうされるか分かりませんが、周辺に影響するようなことはないでしょうか。

(申請人) まず従業員の動きですけど、基本的には久代の農場の担当者をつけるようになります。実際は、管理者、責任者を置いて、その下にパートを置くという形でやっていきます。コーヒー栽培、3反ぐらいであれば2、3人いれば大体の管理が終わってしまうものになりますので、人がたくさんいるということはありません。あと、基本的には水やりとか、施設の開け閉めとかもありますので、基本的には人が誰かしら居るような状態になるかと思えます。肥料に関しては基本的には有機肥料を中心にやっていくというのが弊社の方針になっております。肥料の量としては、年間の肥料の投入量自体もあまり多くなく、成分の流出は考えにくい程度のもになります。農薬に関しては、コーヒーの指定農薬というは、まだないのであまり薬を使用することはありません。特定の海外ですごい問題になっているような病気や害虫というのも、国内には当然いないので、そこまで変わったものを使うようなことはありません。排水についてですが、基本的には水やりも水ですとドバドバやっていくっていうほどでもないで、それによって流出するということは基本的にはないと考えています。

(15番委員) 灌水の関係ですが、スプリンクラーのようなものかわかりませんが、水利の事に関してはいかがお考えでしょうか。

(申請人) 岡山市では、灌水は上水道を使っております。笠岡は農業用水の引き込みによって行っているという状況です。久代の農地では、上水道を引き込んでの灌水か、もしくは水をタンクに貯めるか、井戸を掘るかどうかそのあたりを考えております。

(15番委員) では既存の水利を利用するという考えは、今のところないということですね。あと、一点、既存水利を使用しないということですが、周辺環境の維持のための行事が当然ございます。そういった行事への参加はしていただけますでしょうか。

(申請人) 参加させていただこうと思っております。

(農地担当) 他に質問ございませんでしょうか。

(3番委員) 岡山市の足守に事業所を構えた理由は、どういったことがあったのでしょうか。

(申請人) たまたまお世話になった方がここに土地を持っていて、その方が農業をやめたいから、使ってくれという言葉をいただきまして、ちょうど私も農地を探していたので、そこでするようになりました。

(3番委員) 岡山市がプロポーザル事業か何かで、学校の跡地を公募したことがあって、そこへ手を

挙げたのがたしかお宅ではなかったかと思いますが、バナナの関係の試験場でしたが、もうバナナはやめられたのですか。

(申請人) その件で動いていた会社は、私どもではないです。

(3番委員) そうですか。ありがとうございました。

(農地担当) 他にご質問ございませんか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは質問は、これで終了とさせていただきます。本日はどうも出席ありがとうございました。この後、慎重に審議して結論を出します。本日はどうもご苦労さまでした。

【申請人退出】 14時11分

(農地担当) それでは審議を再開いたします。この件につきまして何かご意見ございましたら、お願いいたします。

(6番委員) 申請地は、全部で8反あると思いますが、これは1枚の農地ですか。

(1番委員) 正方形ではないですけど、1枚の田んぼになっています。住宅は、申請地の南に1軒家があり、北は、農地があつての民家になりますので、住宅に隣接しているのは、南側の1軒だけです。

(15番委員) 申請地に水路がまたがったりとかしていないですか。

(1番委員) はい。水路はまたがっていません。

(農地担当) 他に何か質問はありますか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。44番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、44番は許可されました。

【受付番号40番】

(農地担当) それでは40番、原の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(2番委員) この案件についてですが、渡人は、市外の方で田んぼを管理できなくて受人にお願いするということです。受人は、農地をしっかりと守ってくださっております。農機具につきましては、トラクター、田植え機、コンバイン等を所有しています。また、地区のリーダー的な存在で、この地区の全体の農地を見守ってくれていますので、非常にありがたいと感じております。審議をよろしくお願いをいたします。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。40番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、40番は許可されました。

【受付番号41番】

- (農地担当) 続きまして41番、上林の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。
- (14番委員) この件につきましては、守安委員から説明をお願いします。
- (農地担当) それでは守安委員、お願いいたします。
- (守安委員) この案件ですが、渡人は地元の実家があるのですが、もう市外に出ております。受人も市外の方ですが、この隣の農地を耕作されており、耕作してくれないかと話をしたところ引き受けてくれました。受人は、毎日30分かけて通われて朝7時頃から昼の3時頃まで耕作をされています。また、機械もショベルカー、運搬機2台などを所有されており、耕作するのに十分だと思いますので、審議の程よろしくをお願いします。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。41番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、41番は許可されました。

【受付番号42番】

- (農地担当) 続きまして42番、岡谷の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。
- (9番委員) この案件ですが、狭い農地です。これは水路の関係で畔が狭く、現状に合わすということで申請がありました。周辺の農地の問題はございません。詳細は、友野委員から説明をお願いします。
- (農地担当) 友野委員、何か補足がありましたらお願いいたします。
- (友野委員) この申請地は、従来から水稻作付のため利用をしていたものですが、この度、渡人の申請地の北側の農地を宅地開発することになったので、現況に合わせて分筆して所有権移転をするという申請です。したがって、申請地は受人が引き続き農地として利用するものです。問題ないと思いますので、審議の方よろしくをお願いいたします。
- (農地担当) それでは、この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。42番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、42番は許可されました。

【受付番号43番】

- (農地担当) 続きまして43番、秦の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。
- (12番委員) 畑の大きさとしては結構、大きい土地ですが、受人は、約2年前から就農されており、地元のブドウ組合に入って、しっかりした農業をされているので、別段問題ないと思います。また農機具もしっかり所有されており、この畑にはニンニクを植えられていました。地元農業委員としては別段問題ない案件であると思いますので、ご審議の方よろしくお願ひします。
- (農地担当) 池上委員、何か補足がありましたらお願いいたします。
- (池上委員) 補足することはありません。審議の方よろしくお願ひいたします。
- (農地担当) それでは、この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。43番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、43番は許可されました。

【受付番号45番】

- (農地担当) 続きまして45番、見延の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。
- (13番委員) 申請地は、受人が水稻をされていましたが、年齢とともに出来なくなり、近所の受人にお願いしたという案件です。受人は、農機具も一式所有されており、息子夫婦とお孫さんで農業に従事するそうです。地元としては問題ないと思いますのでよろしくお願ひします。
- (農地担当) それでは、この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。45番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、45番は許可されました。

【受付番号46番】

(農地担当) 続きますして46番, 美袋の件につきまして, 地元委員の説明をお願いいたします。

(2番委員) この案件は, 生前贈与ということで問題ないと思います。詳細につきましては大月委員から説明をお願いします。

(農地担当) 大月委員, 説明をお願いいたします。

(大月委員) 受人渡人の関係は, 親子の関係です。10年来, 親子一緒に田, 畑の手伝いをしていました。今回, 贈与されるということで, 機械はトラクターや軽トラックを所有されています。地元としては周りにご迷惑はかからないし, 問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

(農地担当) それでは, この件につきまして, 何かご質疑, ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。46番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め, 46番は許可されました。

【議案第6号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について】

(農地担当) それでは議案第6号, 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について, を議題といたします。それでは, 事務局より説明をお願いいたします。

(主査) 【議案第6号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】

【受付番号31番】

(農地担当) 31番, 三輪の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(11番委員) 周辺の状況ですが, 東が畑, 西が水路, 南が宅地, 北が田です。転用した場合の周辺への影響はないと思います。以上です。

(農地担当) それでは, 地元委員からの説明をお願いいたします。

(8番委員) この案件は, すでに宅地の状態でした。今までずっと宅地化した状態で, 土砂流出等の問題はありませんでしたので, 特に支障はないと思います。よろしくをお願いします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 今回、是正という事で始末書が提出されております。農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。31番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、31番は許可されました。

【受付番号32番、139番】

(農地担当) 続きまして32番、井手の件ですが、139番と関連がありますので一括審議とさせていただきます。現地調査の報告をお願いいたします。

(11番委員) 周辺の状況ですが、32番については、東が宅地、西が宅地、南が田、北が道路です。

139番については、東が道路、西が宅地、南が水路、北が田です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。以上です。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をいたします。

(15番委員) この案件については、茅原委員から説明をお願いします。

(茅原委員) 32番の申請地は、荒地となっております。南側に農地がありますが農地への影響はございませんので、問題はないと思います。続きまして139番ですが、申請者の実家のすぐ南側で現況は田んぼとなっております。北側に農地がありますが、ここも申請者の農地ですので問題ないと思います。審議の程よろしくをお願いします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) これらの件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。これらを許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、32番、139番は許可されました。

【受付番号33番, 146番】

- (農地担当) 続きまして33番, 三須の件ですが, 146番と関連がありますので一括審議とさせていただきます。現地調査の報告をお願いいたします。
- (11番委員) 周辺の状況ですが, 33番については, 東が宅地, 西が雑種地, 南が田, 北が道路です。146番については, 東が宅地, 西が道路, 南が宅地, 北が道路です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。以上です。
- (農地担当) それでは, 地元委員からの説明をお願いいたします。
- (14番委員) 地元としては問題ないということで報告を受けております。詳細は守安委員から説明をお願いします。
- (守安委員) 周辺営農状況ですが, 33番の件ですが, 用水はありません。排水につきましては舗装しないので, 地下浸透します。日照通風は問題ありません。土砂流出については, 境界部分にコンクリート擁壁があるので問題ないです。146番については, 用水は南側にあります。排水は, 宅地内に柵を設置し, 既存の水路に接続します。生活雑排水については合併浄化槽に接続します。日照通風, 土砂流出については, 問題ありません。総合判断としまして, 特に問題はないと思いますのでよろしくご審議をお願いします。
- (農地担当) それでは, 事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主査) 今回, 是正という事で始末書が提出されております。農地区分ですが, 甲種, 第1種, 第2種, 第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで, 第2種農地と判断しています。
- (農地担当) これらの件につきまして, 何かご質疑, ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。これらを許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め, 33番, 146番は許可されました。

【受付番号34番】

- (農地担当) 34番, 南溝手の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。
- (11番委員) 周辺の状況ですが, 東が道路, 西が畑, 南が道路, 北が畑です。転用した場合の周辺への影響はないと思います。以上です。
- (農地担当) それでは, 地元委員からの説明をお願いいたします。
- (4番委員) この案件ですが, 自分の所有する農地に侵入する道路を拡幅するため申請したということです。なお, 道路は築造後, 総社市に寄付するということで, 地域応援課と協議済みで

す。用水、排水、日照通風は問題ありません。土砂流出につきましては、アスファルト舗装し、流出しないようにします。総合判断といたしまして問題ないものと思われま。うぞご審議ください。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。34番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、34番は許可されました。以上で議案第6号の審議は終了いたしました。

【議案第7号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について】

(農地担当) 続まして議案第7号、農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について、を議題といたします。それでは、事務局より説明をお願いいたします。

(主査) **【議案第7号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】**

【受付番号133番、134番】

(農地担当) 続まして133番、真壁の件ですが、134番と関連がありますので一括審議とさせていただきます。現地調査の報告をお願いいたします。

(11番委員) 周辺の状況ですが、133番については、東が宅地、西が宅地、南が道路、北が宅地です。134番については、東が宅地、西が田、南が道路、北が宅地です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。以上です。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(8番委員) 申請地は宅地化されている場所です。周辺農地への影響はないと思います。ご審議のほどよろしく申し上げます。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、おおむね500メートル以内に2以上の医療施設、公共施設がある農地ということで、第3種農地と判断しています。

(農地担当) これらの件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。これらを許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、133番、134番は許可されました。

【受付番号135番】

(農地担当) 続きまして135番、上林の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(11番委員) 周辺の状況ですが、東が田、西が宅地、南が田、北が道路です。転用した場合の農地の影響はないと思われます。以上です。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(14番委員) 申請地は、上林の住宅振興地です。詳細は守安委員から説明します。

(農地担当) それでは、守安委員をお願いいたします。

(守安委員) 周辺営農状況ですが、用水は南側にあります。排水は、宅地内に柵を設置し、既存の水路に接続します。生活雑排水については合併浄化槽に接続します。日照通風、土砂流出については、問題ありません。総合判断としまして、特に問題はないと思しますのでよろしくご審議をお願いします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。135番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、135番は許可されました。

【受付番号136番】

(農地担当) 続きまして136番、宿の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(11番委員) 周辺の状況ですが、東が水路、西が宅地、南が田、北が雑種地です。転用した場合の農地の影響はないと思います。以上です。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

- (9番委員) この件については、周辺農地には全く影響ないということです。詳細な内容については、黒江委員からお願いします。
- (農地担当) それでは、黒江委員からの説明をお願いいたします。
- (黒江委員) 周辺営農状況ですが、用水は問題ありません。排水は、宅地内に柵を設置し、既存の水路に接続します。生活雑排水については公共下水道に接続します。日照通風、土砂流出については、問題ありません。総合判断としまして、特に問題はないと思いますのでよろしくご審議をお願いします。
- (農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種いずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。136番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、136番は許可されました。

【受付番号137番】

- (農地担当) 続きまして137番、総社の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。
- (11番委員) 周辺の状況ですが、東が畑、西が畑、南が宅地、北が道路です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。以上です。
- (農地担当) それでは、地元委員からの説明をいたします。
- (15番委員) 申請地は、総社バイパス沿いの農地です。詳細は茅原委員から説明をお願いします。
- (茅原委員) 周辺営農状況ですが、東西に畑は残りますが、農地への影響はないものと思われま。生活排水につきましては、合併浄化槽を設けて雨水と共に国道の水路へ放流します。現地も確認しましたが、特に問題になる点はございませんでしたので、よろしく審議をお願いいたします。
- (農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。
- (農地担当) これらの件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。137番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、137番は許可されました。

【受付番号140番】

(農地担当) 続きまして140番、真壁の件について、現地調査の報告をお願いいたします。

(11番委員) 周辺の状況ですが、東が畑、西が道路、南が宅地、北が雑種地です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。以上です。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(8番委員) 周辺営農状況ですが、用水は問題ありません。排水は、宅地内に柵を設置し、既存の水路に接続します。生活雑排水については公共下水道に接続します。日照通風、土砂流出については、問題ありません。総合判断としまして、特に問題はないと思いますのでよろしくご審議をお願いします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、おおむね500メートル以内に2以上の医療施設、公共施設がある農地ということで、第3種農地と判断しています。

(農地担当) これらの件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。140番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、140番は許可されました。

【受付番号141番】

(農地担当) 141番、岡谷の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(11番委員) 周辺の状況ですが、東が田、西が道路、南が宅地、北が田です。転用した場合の農地の影響はないと思います。以上でございます。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(9番委員) この案件につきまして周辺農地への影響はないものと考えております。詳細は友野委員から説明をお願いします。

(農地担当) それでは、友野委員をお願いいたします。

(友野委員) 周辺営農状況ですが、用水につきましては、周辺農地への使用はございません。排水、日照通風、土砂流出については、被害防除計画書の記載内容並びに現地調査を行いました。が、いずれも問題ないものと判断いたします。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種いずれの要件にも該当しない農地というところで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。141番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、141番は許可されました。

【受付番号142番】

(農地担当) 続きまして142番、南溝手の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(11番委員) 周辺の状況ですが、東が道路、西が田、南が宅地、北が水路です。転用した場合の農地の影響はないと思われまます。以上です。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(4番委員) 周辺営農状況ですが、用水は残地がないため、必要ありません。排水は、宅地内に柵を設置し、既存の水路に接続します。生活雑排水については合併浄化槽に接続します。日照通風、土砂流出については、問題ありません。総合判断としまして、特に問題はないと思いますのでよろしくご審議をお願いします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地というところで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。142番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、142番は許可されました。

【受付番号143番】

(農地担当) 続きまして143番、新本の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(11番委員) 周辺の状況ですが、東が宅地、西が宅地、南が道路、北が宅地です。転用した場合の農地の影響はないと思います。以上でございます。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(10番委員) この案件は、受人の方が古民家を開放するため、どこかいい店舗はないかということで探している中で、市の空き家対策担当からの紹介を得て、この土地を取得するという事です。この土地におきましては、宅地の中に水路が流れています。この水路は、現状のまま使うということで、周辺の農地には問題ないと見ております。ただ、東西の家の雨水の関係ですが、受人が水路的なものを確保し、用水へ流すということで了解を得ておるとい状況です。また●●の土地ですが、テラスを設けるということで、現状のまま使っていくということですので、土砂流出はございません。また●●の土地ですが駐車場に使うということで、周辺の農地には影響はないと思いますので、審議の方よろしくをお願いいたします。

(農地担当) 長代委員、補足はありますでしょうか。

(長代委員) 10番委員のとおりで、補足することはございません。よろしく申し上げます。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種いずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。143番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、143番は許可されました。

【受付番号144番, 145番】

(農地担当) 続きまして144番、清音古地の件につきまして、145番と関連がありますので一括審議とさせていただきます。現地調査の報告をお願いいたします。

(11番委員) 周辺の状況ですが、144番については、東が宅地、西が宅地、南が道路、北が宅地です。145番については、東が宅地、西が宅地、南が道路、北が宅地です。転用した場合の農地の影響はないと思われます。以上です。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(6番委員) この件については、藤井委員から説明をお願いします。

(農地担当) それでは、藤井委員をお願いいたします。

(藤井委員) この案件は、●●番地に住んでいた方が亡くなられて、市の空き家対策室に依頼して、そこで申請人がその建物と農地を購入しております。申請地については、現在、雑種地のような畑になってはいますが、ほぼ現状を変えずそのまま使うということです。申請人は漁

業の仕事をされており、その申請地に網や船を置いて建物を建てないということですので、何ら問題はないと思われます。よろしくご審議ください。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。これらを許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、144番、145番は許可されました。

【受付番号147番】

(農地担当) 続きまして147番、上林の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(11番委員) 周辺の状況ですが、東が道路、西が宅地、南が宅地、北が宅地です。転用した場合の農地の影響はないと思われます。以上です。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(14番委員) 申請地は、上林の住宅振興地です。詳細は守安委員から説明します。

(農地担当) それでは、守安委員をお願いいたします。

(守安委員) 周辺営農状況ですが、用水は南側にあります。排水は、宅地内に柵を設置し、既存の水路に接続します。生活雑排水については合併浄化槽に接続します。日照通風、土砂流出については、問題ありません。総合判断としまして、特に問題はないと思いますのでよろしくご審議をお願いします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。147番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、147番は許可されました。

【受付番号138番】

- (農地担当) 続きまして138番、長良の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。
- (11番委員) 周辺の状況ですが、東が田、西が道路、南が田、北が宅地です。転用した場合の農地の影響はないと思われます。以上です。
- (農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。
- (4番委員) この件については、前田委員から説明をお願いします。
- (農地担当) それでは、前田委員をお願いいたします。
- (前田委員) この申請地は、父親が所有する農地の中央に建物を建てるということで、近隣の農地には影響はないと思われます。周辺営農状況ですが、雨水排水は、宅地内に柵を設置し、既存の水路に接続します。生活雑排水については集落排水に接続します。日照通風、土砂流出については、問題ありません。総合判断としまして、特に問題はないと思いますのでよろしくご審議をお願いします。
- (農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。138番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、138番は許可されました。以上で議案第7号の審議は終了いたしました。

【議案第8号 農用地利用集積計画について】

- (農地担当) 続きまして別紙になります。議案第8号、農用地利用集積計画について、を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。
- (主査) 【議案第8号 農用地利用集積計画について朗読】
- (農地担当) まず、関係委員さんに退席をお願いします。

【10番委員退席】 3時42分

- (主査) 【議案第8号 農用地利用集積計画について説明】

(農地担当) 事務局から説明のありました農用地利用集積計画についてですが、何かご質問がございましたら挙手で意見ををお願いします。

(農地担当) 特にございませんでしたら、原案どおり承認してよろしいでしょうか。

(委員) よろしい。

(農地担当) それでは、原案のとおり承認といたします。

【10番委員入室】 3時44分

【議案第9号 農業振興地域整備計画の変更等について】

(農地担当) 続きまして、議案第9号農業振興地域整備計画の変更等についてを議題といたします。非常に筆数が多ございまして大規模なものになりますので資料をお配りさせていただきます。それでは事務局より説明をお願いいたします。

(主査) 【議案第9号 農業振興地域整備計画の変更等について説明】

【受付番号 総社1番】

(農地担当) ただ今、事務局より説明がございました農業振興地域整備計画の変更でございます。未来法関係の農振除外でございます。資料の緑色の部分はもう既に除外済みでございます。ともに未来法に関するものでございます。今回、ここに物流倉庫を建設ということで農振除外の申請が上がっております。ただ今、事務局の説明がありましたが、資料ご覧の上でご質問等ございましたら挙手の上お願いいたします。

(6番委員) この赤線の重点促進区域内の北の方に公民館とか幼稚園ありますが、これもゆくゆくは、許可をしていくという事ですか。

(主任) 赤線の中が重点促進区域となっておりますが、今のところそのような計画はなく、ただ単にエリアとして指定されているということです。

(農地担当) これはあくまで農振除外の話でございまして先日、農振除外の審議会も行われました。実際の転用申請とは別の話になってきます。これは農振除外の承認でございます。何かご質問ございませんでしょうか。地元委員さんで何かございましたらお願いいたします。

(3番委員) この黄色線が今回の件ですけど、緑線がだいぶ前に同じように農振変更の承認を受けていると思いますが、これは立ち消えになったのでしょうか。

(主査) うまくいっていないという事は聞いていますが、正式には何も聞いていないです。

- (3番委員) 何か具体的な話があったらまた教えてください。
- (主査) はい。
- (農地担当) 先日、会長と私が出席しました農振除外の会議において、黄色線は物流関係の倉庫が来て、今後の開発に向けたレイアウトのお話は聞いています。他にご質問ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは、この件につきまして、原案通り承認としてもよろしいでしょうか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) それでは、原案通り承認といたします。以上で議案第9号の審議は終了いたしました。

【報告第3号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について】

- (農地担当) 次に、報告事項に入ります。報告第3号、事務局より説明をお願いいたします。
- (主査) 【報告第3号 報告書について朗読】

【報告第4号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】

- (農地担当) 次に、報告第4号、事務局より説明をお願いいたします。
- (主査) 【報告第4号 報告書について朗読】

【報告事項】

- (農地担当) 27ページ以降は、その他報告事項となっております。お目通しください。
- (農地担当) 以上でございますが、本日許可された議案につきましては、速やかに許可書を交付することといたします。また、開発許可が必要なものにつきましては、同日許可とし許可書を交付いたします。本日の許可件数は、3条関係が7件、4条関係が4件、5条関係が15件でございました。次に、農用地利用集積計画につきまして、原案通り承認といたしました。また、農業振興地域整備計画の変更等につきまして、原案通り承認といたしました。以上で、日程第3の農地案件につきましての審議は全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。
- (会長) ありがとうございました。それでは、日程第4その他に入ります。委員の方から何か

ありますか。

(委員) なし。

(会長) ないようでしたら、私から一言、この前岡山県農業会議に行きましたが、その中で総社市には女性の農業委員がおられませんね。と言われまして、今度、改選があるので出来れば女性の方でどなたかおられたら、ぜひ出してほしいなと思います。そして今度、岡山県の女性農業委員会会長様が、ぜひ女性委員をということで事務局に要望に来られます。女性農業委員の方が出てほしいですねという話を聞いておりますので、もしふさわしい方がいらっしゃれば、ぜひ推薦していただきたいと思っております。私からは以上です。それでは、会長代理より閉会の挨拶をお願いいたします。

(会長代理) 【閉会挨拶】 以上でございます。今日はお疲れ様でございました。

閉会 午後3時58分